

西荻に、広い道路は似合わない！



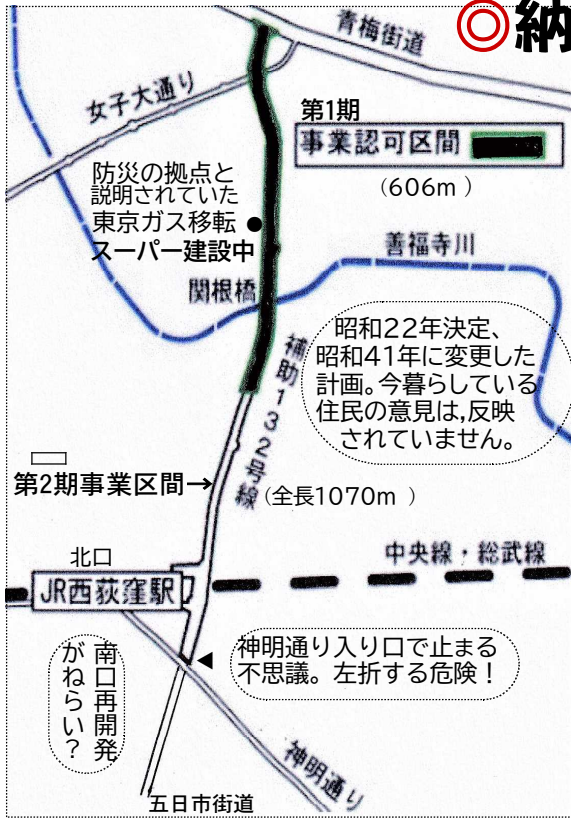
# STOP !! 都市計画道路 補助132号線拡張計画

青梅街道から→西荻窪駅→神明通り入口(1070m) 道路11m幅を、16m/南20mに広げる計画に反対です



11/8(日) [32号線拡張反対 沿道住民の会] 総会を開催しました

## ◎納得しなければ、ハンコは押しません！



**\* 有意義な質疑が** 7時半から[遊空間がざびい]で行われた総会には、コロナ禍で間隔を保ちながら住民27名が参加。助言者として熊本一規明治学院大学名誉教授、三浦佑哉弁護士、杉並区議会議員4名のご参加を得て、活発な意見・質疑が交わされました。

**\* 団体交渉とは？** 個人に代わって用地交渉等を行うことはありません。「132号線拡張に反対する沿道住民の会」として①事業の必要性 ②事業の法的根拠 ③西荻のまちづくりについてなどで、杉並区と話し合いを持つことを要求します。

区は「個人でも、団体でも意見はお聞きます」と、議会で答えていますので、団体交渉でみんなで意見を出していきましょう。

### \* 132号線事業認可は適正手続き欠如？

132号線道路拡張は、大日本帝国憲法の時代、100年も前の大正8年に制定された旧都市計画法の下で決定した事業です。

新憲法下で改正された現在の新都市計画法(昭和43年制定)では、住民の意見を反映させるために必要な措置(公聴会、利害関係人の意見書提出など)をとることが定められていますが、これらが行われていません。適正手続きを定めた憲法31条に違反しています。納得できない事業に署名捺印はNO! です。

反対署名は 6,000筆!

### \* 西荻は“歩いて楽しい街”と人気。何故道路拡張？

みんなが思っている疑問です。青梅街道から五日市街道に直線で抜けない道路拡張はどう考えても不自然。南側20m拡張で、駅前再開発がねらいなのでは？

### \* 借家人(店子)の権利について

「店を出してやっとこれからという時。どうしたらいいのか不安でいっぱい」と切実な声。家主が拡張に応じて立ち退きを迫られたらどうするか？ たとえ契約時に「都市計画道路」の記述があったとしても、そのとき計画が具体化していたわけではない。大家さんは更新の6か月前に通告。都市計画道路が「正当な事由」になるかどうかは個別の事情にもよるが、事業を多くの人が認めていない状況にあれば、立ち退きの必要性が認められない場合も。店子は大家さんから立ち退き料を、区から営業補償を受ける権利があります。

**\* マンション住民の権利は？** 区分所有者は一人でも反対できます。

**都市計画法**  
16条 案作成時に公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置  
17条 案決定時に住民及び利害関係人の意見書提出  
18条、19条 都市計画決定には都市計画審議会の議を経なければならない

私たち、公聴会も意見書提出も受けてません

## ◎住民は当たり前前の日常生活を過ごそう。それが一番強い！



西荻窪の道路拡張を考える会<連絡先>杉並区西荻北5丁目9-12 中野、9-11 加川、9-1 原口  
ブログ <https://blog.goo.ne.jp/ndk> ツイッター@nishiogi132 メール nishiogi@jcom.zaq.ne.jp



認可後、コロナ禍の為に延長されていた用地説明会が4日間実施されました。複数日出席する人もいましたが参加者は全体で76名でした。地権者441名、借家人と店子64名の計505名の中であまりにも少ない数です。参加者からは毎回のように、事業計画に対しての様々な疑問や、コロナによる現在の不安な状況の中で、ひたすら拡幅事業を進めることに対する不安や怒りの声が上がりました。

### 参加者の声

「質問30分、一人1問」の説明に「1問では少なすぎる。仕事を休んできている人もいる。参加人数も少ないし発言させて欲しい！」の怒りの声有。

Q.道路拡張で土地を5m幅削られることによりもしくは再建するには高齢で商売が続けられなくなる人がいる。廃業補償はあるのか？

A.廃業補償はない。

Q.補償されないことについての説明がない。残地は買い取ってくれるのか？  
A.原則として買わない。

Q.最初の拡幅理由メインは東京ガス。説明が変わることに不信感がある。工事3区間から2区間へ突然の変更になった。コロナで精神的・肉体的・経済的にも疲れている。税金が減るのに今やるべきことなのか？

A.いつ来るか分からない大震災に備えて進める。

Q.説明会はこれで終わりで後は個別交渉では住民の声をきく姿勢とはいえない。地域共同体としての西荻窪がなくなる。

Q.拡張理由の一つである電柱地中下は今の歩道幅でできるか？

A.無電柱下は拡幅しなくてもできるが都市計画事業とセットで行う。

Q.都市計画事業は250億円かかる。単体で工事した方が短期間で安くできるのではないか。

Q.親の代での決定で（昭和41年の変更からも）50年以上経ち、街並も交通量も変わってきている。税金の有効活用の点でも疑問。納得が得られなければ進めるべきではない。用地買収は委託業者が対応しているが、丸投げで行政の関りはどうなるのか。

A.職員も入れ替わりがあり不慣れとなっているので委託した。区職員は折々に同行する。

Q.道路計画については補償も期待していない。7年間かけてやっとやっていけるようになった。移転先などない7年かけて築いてきたものがある。人生も夢もある。どうしていきなり動いてくれという話になるのか？誰が決めたのか？ 教えてほしい。

A.沈黙、ずっと沈黙

Q.旧都市計画法と新都市計画法の大きな違いは何か？

A.沈黙

Q.昭和43年に定めた新都市計画法では事業の立案時には土地所有者、関連住人との話し合い、出された意見書を審議会にかけると、日本国憲法で定めた「個人の財産を守るための適正手続き」が定められている。132号線計画にはそれが全くない。「憲法に違反する法律は効力がない」という憲法98条もある。まずは関連住民と・道路の必要性・西荻の街づくりも含めた話し合いから始めるべきではないのか。

Q.調べれば調べるほど整備理由がわからず納得していない。行政は納得させる説明をすべきだ。以前区長は「賛成の人の意見は聞くが反対する人とは見解の相違」と言った。区長が道路拡張をやっている。また「政治家にとって道路は50年100年の計」とも。しかし100年後はどうなっているのか？人口は3分の1。道路を広げるより先にやることのあるのではないか。区は議会で「意見を聞く」と発言。意見を聞くだけでなく説得してほしい。

\*15日最終日には、終了後も「なぜ勝手に進めるのか」と職員へ直接抗議する姿も見られました。